笹岡ゆうこ一般質問議事録（個別　不登校の児童生徒への支援について）

1. 不登校の児童生徒への支援について

５月のゴールデンウィーク明けと９月の夏休み明けに不登校傾向の児童生徒がふえ、２学期の始まる初日に18歳未満の自殺が最もふえると言われています。本市においては、平成29年度不登校傾向実態把握調査において、５月で小学校12名、中学校19名、９月で小学校16名、中学校33名が、休み明けに３日以上欠席しています。教育機会確保法において不登校は問題行動ではないとされましたが、不登校の子どもや保護者はプレッシャーを感じ続けている現状があると考えます。これは親族が不登校になった私からも、本当に実感として感じるものであります。各報道においても、2015年に「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい」と鎌倉市図書館が発信し、大きく話題になりました。　全国では約12万6,000人が、病気と経済的な理由を除いて30日以上学校を欠席しているとされ、うち教育支援センターなどの公的施設に通う子どもは約半数の６万人、残りの多くが自宅やフリースクールであるとされています。さまざまな場で教育を受ける機会を確保するための施策を推進することは自治体の責務であると考えますが、本市において、不登校への対応と支援について、教育長と市長のお考えを伺います。

市長：市では、中学卒業後15歳以上を対象として、若者サポート事業みらいるを実施し、相談の場と活動の場を提供しています。また、ひきこもりに悩んでいる方とその家族を対象として、ひきこもり相談それいゆを実施し、社会参加に向けた相談や家族セミナーや講演会などを行っています。

不登校は学校卒業後、ひきこもりにもつながる可能性があることから、早期対応や切れ目のない支援を行っていくことが重要であると考えています。現在、教育委員会が設置した不登校対策検討委員会に、児童青少年課長、子ども家庭支援センター所長、障害者福祉課長も出席し、対策の検討がなされています。引き続き、教育委員会と連携しながら対策を進めていきたいと考えます。

教育長：近年、不登校の原因は、学力不振や人間関係のほか、家庭環境や発達障害など、多様化、複合化していると認識しています。不登校の低年齢化や長期化の傾向も見られることから、早期の対応が重要であると考えております。今年度は不登校対策検討委員会を教育部内に設置して、学校における不登校傾向の早期発見と早期対応の必要性、またスクールソーシャルワーカーなど支援人材の配置体制、チャレンジルームの機能強化や運営のあり方などについて協議を進めているところでございます。

いわゆる教育機会確保法の施行も踏まえて、民間団体やＮＰＯとの連携なども含め、多様な学びの場の確保を図っていきたいと考えております。